

国民健康保険制度における国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）

政府は、国民健康保険制度の都道府県化の目的について、制度の安定だと説明してきました。しかし、直近の試算結果でも、本県の7割をこえる市町村で国保税（料）が引き上げになります。

国保加入世帯の平均所得は本県において約65万円、1人あたりの国保税（料）は約8万4千円で、所得に対して実に13%もの負担となります。加入世帯の4割は年金生活者など「無職」であり、非正規労働者などの「被用者」も3割です。

政府は1984年の国保法改定で、定率国庫負担割合の引き下げをはじめ、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。“加入世帯の貧困化”と“国の予算削減”が同時並行ですすむなかで、本県における国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年当時の46%から2015年度は21%にまで下がっています。国保の1人当たり保険料は、3万円台から9万円台へと上がり続けてきたのです。

「低所得者が加入する医療保険なのに、保険料が高い」という「国保の構造問題」は、全国知事会や全国市長会などの地方団体も解決を求めてきました。今回の制度改変に際し全国知事会は、1兆円の国庫拡充を求め、政府は、「国保への3400億円の公費投入」をおこなうとしましたが、まったく不十分です。国保における国庫負担を増額すること、計画的に定率国庫負担の割合を増やして、保険料の負担水準を“他の医療保険並み”に引き下げていくなど制度の抜本的改革が必要です。

政府は、これまで子どもの医療費無料化（現物給付）を実施する自治体に対し、国保の国庫負担を減額するペナルティを科してきました。さらに、2018年度から、就学前児童への自治体の医療費助成について国庫負担を減額するペナルティの廃止を決定しました。今回の措置は、住民・地方団体などからの強い批判を受けたものですが、小学生以上の子どもなどについても国庫負担削減のペナルティの全廃を求めます。

よって、政府において、国民健康保険制度における国庫負担の抜本的増額を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書提出する。

平成29年 月 日

茨城県議会議員 藤 島 正 孝

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣